

# 日本教育心理学会ハラスメント防止委員会規程

2011年5月22日 制定

1. 日本教育心理学会ハラスメント防止ガイドラインの趣旨に則り、ハラスメントの防止・対応策の実施のために、日本教育心理学会ハラスメント防止委員会を設ける。
2. 本学会ハラスメント防止委員会は、次の各項にあたる委員と専門委員をもって構成する。
  - (1) 常任理事会から選出された常任理事2名
  - (2) 常任理事会の議を経て理事長が選出し、理事会の承認を得た、常任理事以外の理事3名
  - (3) 本学会が委嘱する専門委員1名なお、(1)、(2)の委員5名には、原則として男女とも少なくとも2名以上の委員が含まれるようにする。  
また、(1)、(2)の委員の任期は、理事の任期の終了時までとする。ただし、後任の委員が選出されるまでは、引き続きその任に当たるものとする。  
(3)の専門委員の任期は、本学会が委嘱する期間とする。  
委員長と副委員長の選出は、(1)、(2)の委員の互選によるものとする。
3. 本学会ハラスメント防止委員会の任務は、本学会ハラスメント防止ガイドラインの第4項にある防止・対応策を実施することにある。実施の具体策に関しては、別途細則に定める。
4. 上記の活動を行なうために、本学会ハラスメント防止委員会は年間2回の定例委員会の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。